

認定ガイドライン

- 4期認定ガイドラインの評価項目による模擬検証を実施（13事業所）
- 検証結果を踏まえ、評価項目への補足等を行う修正案を作成
- 令和7年4月施行予定

評価No.	評価項目	修正（案）要旨
Ⅲ1b. 20, Ⅲ3a. 13	変風量システムのインバータ周波数下限値の調整	空調機に複数のファンが組み込まれている場合、それらの中でインバータが導入されているものを対象とすることを明記
IV3. 1	再生可能エネルギー電気の購入	事業所の購入電力量と事業所で消費する電力量が異なるケースでは、特定温室効果ガスの算定ルールに倣う（事業所で消費する電力量で割合を算出する）ことを明記
IV3. 2	追加性等のある再生可能エネルギー電気の購入	RE100に倣い、追加性の要件を「2010年以降に発電開始された発電設備」としたが、2025年度申請（2024年度実績で評価）に限り「2009年以降に～」として緩和
V1. 1	ゼロエミ化へのロードマップの策定	事業所単位での作成が必須であることを明記 （事業者で作成しているものを直接流用することは不可）
V2. 1	気候変動への適応 - 浸水被害への備え	ハザードマップ等において浸水が想定されない敷地である場合の評価方法を明記
V2. 1	気候変動への適応 - 防災備蓄倉庫の確保	防災備蓄倉庫が“災害時に建物使用者が一時的に滞在する場所”以外に設置されていても、災害時に利用可能であれば評価可能であることを明記

検証ガイドライン

- 現地検証の日数短縮に向け、検証機関及び申請事業所の負担を軽減
- 建物及び設備性能に関する事項等の検証の省略について、4期検証ガイドラインに反映

改正内容

「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」における評価項目

- ➔ 過去に検証を行った評価項目の取組が、過去の検証時と同様であれば、根拠書類等の確認は不要
 - Ⅰ一般管理事項、Ⅲ事業所及び設備の運用に関する事項の評価項目は、事業所の運用状況等により変化する可能性が高いため、原則、根拠書類等の確認は必要
 - 一般管理事項の中でも「Ⅰ2.1 凶面・改修履歴等の整備」や「Ⅰ3.1 ビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）等の導入」など一度取組を実施すれば、状況が変わらない評価項目については、Ⅱの評価項目と同様とする
 - 第四計画期間で新設された評価項目については、根拠書類等の確認は必要
- ➔ ただし、取組が過去の検証時と同様であっても、検証機関が任意に根拠書類等を確認することを可能とする